



鳥取県公報

平成15年7月22日(火)
号外第111号

毎週火・金曜日発行

目 次

人委規則	公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(24)(給与課).....	1
------	--	---

人事委員会規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年7月22日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第24号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年鳥取県人事委員会規則第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																
別表(第2条関係) 1~20 略 21 大栄町	別表(第2条関係) 1~20 略 21 大栄町																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関</th> <th>職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>町長部局</td> <td>課長 課長補佐(総務課に所属するものに限る。) 出納室長</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関	職	略		町長部局	課長 課長補佐(総務課に所属するものに限る。) 出納室長	略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関</th> <th>職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>町長部局</td> <td>課長 課長補佐(総務課に所属するものに限る。)</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関	職	略		町長部局	課長 課長補佐(総務課に所属するものに限る。)	略	
機 関	職																
略																	
町長部局	課長 課長補佐(総務課に所属するものに限る。) 出納室長																
略																	
機 関	職																
略																	
町長部局	課長 課長補佐(総務課に所属するものに限る。)																
略																	
22~29 略 30 名和町	22~29 略 30 名和町																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関</th> <th>職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関	職	略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関</th> <th>職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関	職	略									
機 関	職																
略																	
機 関	職																
略																	

教育委員 会事務局	教育長 課長
略	

31～53 略

備考

1 この表中「室長」とは、当該町村の課に相当するものとして設けられた室の長をいう。

2 略

教育委員 会事務局	教育長
略	

31～53 略

備考

1 この表中「室長」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第7項の規定に基づき、当該町村の条例により課として設けられた室の長をいう。

2 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表備考1の改正は、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）の施行の日から施行する。